

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会  
関係府省庁連絡会議の開催について

平成 27年 7月 24日  
東京オリンピック競技大会・東京パラ  
リンピック競技大会推進本部決定  
平成 29年 5月 19日  
一部改正案

1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備に資するよう、関係府省庁の所管する事務を調整するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長が必要であると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官（事務）
議長代行	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長
副議長	内閣危機管理監
	内閣官房副長官補（内政担当）
	内閣官房副長官補（外政担当）
	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
	文部科学事務次官
構成員	内閣広報官
	内閣情報官
	内閣法制次長
	内閣府事務次官
	警察庁長官
	金融庁長官
	消費者庁長官
	復興庁事務次官
	総務事務次官
	法務事務次官
	外務事務次官
	財務事務次官
	厚生労働事務次官
	農林水産事務次官

経済産業事務次官  
国土交通事務次官  
環境事務次官  
防衛事務次官

- 3 連絡会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 連絡会議の庶務は、文部科学省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- 6 平成27年7月24日内閣官房長官決裁により廃止された2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議が決定した事項及び検討した事項等については、連絡会議に引き継がれるものとする。



復興庁事務次官  
総務事務次官  
法務事務次官  
外務事務次官  
財務事務次官  
厚生労働事務次官  
農林水産事務次官  
経済産業事務次官  
国土交通事務次官  
環境事務次官  
防衛事務次官

- 3 連絡会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 連絡会議の庶務は、文部科学省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- 6 平成27年7月24日内閣官房長官決裁により廃止された2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議が決定した事項及び検討した事項等については、連絡会議に引き継がれるものとする。

復興庁事務次官  
総務事務次官  
法務事務次官  
外務事務次官  
財務事務次官  
厚生労働事務次官  
農林水産事務次官  
経済産業事務次官  
国土交通事務次官  
環境事務次官  
防衛事務次官

- 3 連絡会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 連絡会議の庶務は、文部科学省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- 6 平成27年7月24日内閣官房長官決裁により廃止された2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議が決定した事項及び検討した事項等については、連絡会議に引き継がれるものとする。